

# パブリックコメント見直し方針について

## 1. 見直しの骨子

市政運営の根幹をなす「市民参加」に関して、市民が有する多様性を尊重し、より多くの方々が積極的に市政運営に参画できる機会を充実させるために、パブリックコメントの実施手法の見直しをスクラップロードマップに係る事務効率の向上と併せて行おうとするもの。

### ①周知方法の改善

- ・市民にとってよりわかりやすく、更なる周知を図るために、パブリックコメント実施状況の掲示（各公共施設に設置する掲示板をまちづくり協働課にて購入）を各公共施設で行い、定期的に張り替えるものとする。
- ・掲示板には、A4の統一様式の掲示および概要版等を1冊閲覧用に添付する。
- ・パブリックコメントを実施した所属については、えふえむ草津に出演し、周知を図るとともに、市のフェイスブックでも周知を図るものとする。
- ・関係団体等（審議会委員除く）には、個別に事業内容説明や資料配付等（これまで以上に徹底する）を行い、政策形成に市民の意見が反映できる環境づくりに努める。

### ②庁内の意識向上

- ・草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会の中で、前年度実施されたパブリックコメントについて各担当課がどのような周知を図ったのか確認、検証を行う。

### ③事務効率の向上

- ・資料の配架については、市役所担当課、情報公開室と図書館（2館）の計4箇所とする。
- ・資料の送付を希望される方には、広報、HPで個別に郵送する旨を周知し、意見の提出を検討されている方に、これまで以上に丁寧な対応を行いながら、印刷費用、人件費の縮減を図る。

## 2. 見直しの背景について（市民参加の更なる推進）

本市では、平成25年3月からパブリックコメントを始めとした市民参加の具体的な手続きをまとめた市民参加条例を施行しており、市民参加の進捗および達成状況については、草津市協働のまちづくり市民参加推進評価委員会の中で審議、評価を行っているところである。

そうした中で、本来であれば、市民参加条例施行後、年数を経るにつれ、パブリックコメント自体の認知度が向上し、意見者数、意見件数が増加して然るべきものであるにもかかわらず、直近の3年間を見ると、むしろ件数は年々減少しているという現状がある。当然、件数の増加そのものがより良い市民参加に直結するとは言えないものの、市民参加の進捗を図るひとつの指標であることは間違いない。

そこで、意見件数を増加させるためには、従来の市のホームページおよび広報を活用した周知だけでなく、新たな対応策を講じることが必要であった。

### 【直近3年のパブリックコメント実績】

	H26	H27	H28
パブコメ実施件数	12件	13件	13件
年間の総意見件数	126件	36件	24件
年間の意見者数	29名	19名	12名

## 3. 見直しの背景について（スクラップロードマップに係る事務効率の向上）

また、パブリックコメント（を始めとした市民参加条例対象事項）の公表については、市民参加条例施行規則第3条に規定されているが、資料を配架すべき施設までは規定されていない。そのため、施行当初、資料の配架についてはパブリックコメントの実施担当課が個別に判断していたことから、案件により配架先が異なっていた。

そうした中で、平成26年5月に全庁的な統一を図るべく、パブリックコメント実施時に必ず資料を備え付けなければならない施設をまちづくり協働課にて示し、現在まで運用を図っているところである。

しかしながら、平成26年5月に基準を示して以降、膨大な資料の印刷および配架、回収、また、結果報告の配架、回収など、事務の手間が多い反面、提出される意見が少なく、現在の運用については、費用対効果、実施手法などの面で各課から改善を求める声が多くあがっていた。

## 4. 実施手法変更により見込まれる費用縮減効果

### 【運用変更による費用（概算）】

方針の見直しによる縮減額は約 1,672 千円（H28 実績に基づく印刷費、印刷にかかる人件費等）

※資料については、配架、回収、結果の公表の全てを各施設へ郵送（庁内便）したと想定。そのため、施設へ資料を直接持参している所属があれば、さらに大きな縮減効果が期待される。

### 【参考】

#### ①市民参加条例施行規則 第3条（公表の方法）

第3条 条例およびこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうちから1以上の方法により行うものとする。

- (1) 草津市公告式条例（昭和29年草津市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 担当窓口、情報公開室または公共施設での閲覧または配布
- (4) 市のホームページへの掲載
- (5) 報道機関への発表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

#### ②現在、必ず資料を備え付けなければならない施設】（H26.5 各所属長宛に通知）

##### 1. 市役所内

⇒担当課窓口、情報公開室

##### 2. 地域の拠点となる施設

⇒各地域まちセン（14）、各隣保館（4）、図書館、南草津図書館、人権センター  
（掲示板設置については、新たにUDCBKの追加を検討）

計 23箇所

(例)

計 画 名	草津市協働のまちづくり推進計画中間見直し（案）		
担 当 課	まちづくり協働課	意見募集期間	12月20日～1月22日
お問合せ	T E L : 077-561-2337      F A X : 077-561-2482		

**Q1. 草津市協働のまちづくり推進計画とは？**

草津市の協働のまちづくりをさらに推進するために施行した「草津市協働のまちづくり条例」を具現化し、実効性を担保するための計画です。

**Q2. 今回の見直しの注目点は？**

今回の見直しでは、2年間の主な実績、成果等をまとめ、協働に取り組む各主体の現状と課題の整理を行ったほか、市の具体的施策として、4項目（「UDCBKの運営」、「クラウドファンディング活用による市民公益活動団体の支援」、「地域ポイント制度による地域活動促進」、「健幸都市宣言実現に向けた地域への関わり」）を新たに追加し、事業計画に変更のあった3項目（「(仮称)市民総合交流センター整備事業」、「市民まちづくり提案事業」、「多様な主体との協働研修」）の修正を行いました。



**【計画概要】**

**第1章 計画の概要**

計画の基本的な考え方等を示しています。

**第2章 協働のまちづくりの現状と課題**

協働に取り組む各主体の現状と課題をまとめています。

**第3章 協働推進のための施策展開**

各主体に期待される取組や市の具体的施策を示しています。

**第4章 計画の推進にあたって**

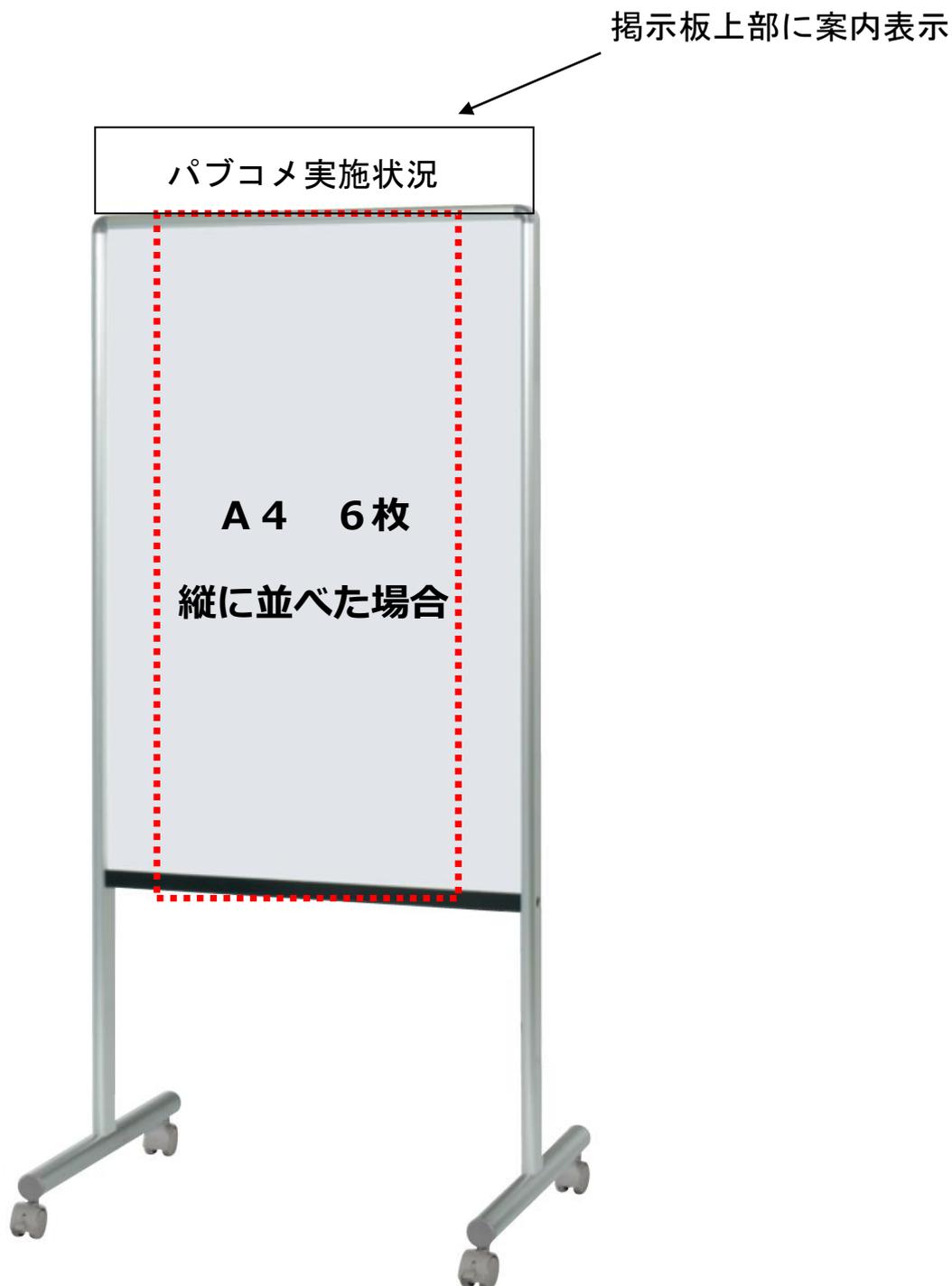
計画推進にあたっての庁内の体制や進捗管理について示しています。



←市のHPは  
こちらからも  
ご覧いただけます

※本計画の概要版は横のファイルに添付しております。

## 掲示板 イメージ図



Y8HH600C 	W632×D460×H1392	W579×H880
--	-----------------	-----------

# 平成29年度 パブリックコメント 実施状況

【ファイリング用 一覧】

更新日：平成29年12月1日

NO.	件名	担当課 連絡先	意見提出期間	結果公表日 意見内訳
1	(仮称)「市民総合交流センター整備事業事業スキームの見直しに伴う実施方針(案)」	都市再生課 561-6931	平成29年4月15日～ 平成29年5月15日	平成29年6月30日 意見数:20件 意見人数:5名
2	草津市住宅マスタープラン改定(案)	住宅課 561-2395	平成29年8月9日～ 平成29年9月8日	平成29年11月1日 意見数0件
3	草津市市営住宅長寿命化計画(案)	住宅課 561-2395	平成29年8月9日～ 平成29年9月8日	平成29年11月1日 意見数0件
4	「くさつ夢風車」の今後のあり方	環境課 561-2341	平成29年11月1日～ 平成29年11月30日	
5	草津市地域防災計画修正案	危機管理課 561-2325	平成29年12月15日～ 平成30年 1月15日	
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ ご覧になりたいパブリックコメントの資料がございましたら、各担当課へお問合せください。個別に郵送等で対応いたしますほか、市HP【市政情報⇒パブリックコメント意見公募⇒募集】からもご覧になれます。

その他、パブリックコメントに関する御不明点等あれば、下記までお問合せください。

草津市まちづくり協働課 市民活動推進G  
TEL: (077)561-2337 FAX: (077)561-2482  
Mail: machi@city.kusatsu.lg.jp